

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表土崎消防署将軍野出張所の項を次のように改める。

| | |
|------------|--------|
| 土崎消防署寺内出張所 | 1,300円 |
|------------|--------|

附 則

この規則は、令和6年11月27日から施行する。